

青森県の試験研究機関の地方独立行政法人化について

1 経 緯

平成16年4月1日の地方独立行政法人法の施行を踏まえ、県では平成19年度から試験研究機関の独立法人化に向けて取組を開始し、制度設計や体制などの検討を経て、平成21年4月1日、工業総合研究センター、農林総合研究センター、水産総合研究センター、ふるさと食品研究センターを統合して青森県産業技術センターを設立。

2 地方独立行政法人化のねらい

- (1) 試験研究機関の自立性・自主性の向上と弾力的・効率的で透明性の高い運営の確保による、一層効果的な成果の早期発現。
- (2) 工業と農林水産の試験研究機関を統合した分野間の連携強化による、地域産業振興政策の一層の推進。

3 法人運営の方向性

(1) 目標による管理と評価の推進

- ・ 県が定める中期目標に基づいた、法人自らが定める中期計画、年度計画に沿った自律的、計画的な業務運営。
- ・ 外部有識者で構成する評価委員会の評価・勧告を踏まえた適切な業務運営。

(2) 研究成果達成に向けた業務運営の弾力化・スピード化

- ・ 地方自治制度の枠組み（組織・予算等）からの解放による、弾力的かつスピーディな運営。

(3) 職員意識の更なる向上

- ・ 業務実績の自己責任の明確化による、成果達成に向けた意識の高揚。

(4) 情報公開の積極的な実施

- ・ 中期目標、財務諸表、業務実績、評価結果等の公開による業務運営の透明性の向上。

(5) 各試験研究分野の連携強化

- ・ 各分野を統合した、ノウハウ、人材等の横断的・一体的な活用による生産技術・付加価値向上の追求。

(6) スケールメリットを活かした業務運営の効率化

- ・ 単一の大規模法人化による、管理面や執行面を中心としたスケールメリットの発揮。

4 これまでの産業技術センターの取組

産業技術センターでは、上記の方向性に沿った取り組みで、プロテオグリカン関連商品の開発や新品種「青天の霹靂」の育成などの優れた成果をあげ、外部から高い評価。